

〈中国人「慰安婦」損害賠償請求事件二次〉  
最高裁判決

言渡	平成19年4月27日
交付	平成19年4月27日
裁判所書記官	

平成17年(受)第1735号

判 決

当事者の表示 別紙当事者目録記載のとおり

上記当事者間の東京高等裁判所平成14年(ネ)第2621号損害賠償等請求事件について、同裁判所が平成17年3月18日に言い渡した判決に対し、上告人らから上告があった。よって、当裁判所は、次のとおり判決する。

主 文

本件上告を棄却する。

上告費用は上告人らの負担とする。

理 由

第1 事案の概要

1 本件は、中華人民共和国の国民である上告人らが、第二次世界大戦当時、上告人郭喜翠及び亡侯巧蓮（本訴提起後に死亡し、上告人郭喜翠以外の上告人らが訴訟を承継した。）の両名は、中国において日本軍の構成員らによって監禁され、繰り返し強姦されるなどの被害を被ったと主張して、被上告人に対し、民法715条1項、当時の中華民法上の使用者責任等に基づき、損害賠償及び謝罪広告の掲載を求める事案である。

被上告人は、本件にはいわゆる国家無答責の法理が妥当する上、民法724条後段所定の除斥期間が経過しているなどと主張するとともに、本訴請求に係る請求権については、いわゆる戦後処理の過程での条約等による請求権放棄の結果、日本国

及び日本国民がこれに基づく請求に応ずるべき法律上の義務が消滅している旨主張する。

2 本件の事実経過に関し、原審の適法に確定した事実関係の概要は、次のとおりである。

(1) 日本は、昭和12年7月の廬溝橋事件をきっかけに中国との間で交戦状態に入り（以下これを「日中戦争」という。）、華北地方にも戦線を拡大していった。日本軍は、同年10月初めころから山西省に侵攻し、八路軍との一進一退の攻防を経て、同省北部山地の抗日勢力に対する前戦基地として、昭和16年9月、同省孟県北部の進圭村に拠点を選んだ。

## (2) 被害事実

### ア 上告人郭喜翠

上告人郭喜翠は、1927年（昭和2年）、山西省孟県で生まれ、同地で育った。1942年（昭和17年）旧暦7月のある日、同上告人の姉の夫が八路軍に協力しているとの密告に基づき、武装した日本兵と清郷隊（地元の住民により組織され、日本軍に協力した武装組織）が姉夫婦の家を襲い、その際、同上告人は姉の家族とともに進圭村の日本軍の拠点に連行され、監禁された。当時15歳であった同上告人には婚約者がいたが、まだ婚姻しておらず、性交渉の経験はなく、初潮も迎えていなかったが、その夜から、隊長を含む複数の日本兵らによって繰り返し輪姦された。同上告人は、連行されてから約半月後、家族の助けにより、いったんは解放され帰宅できたが、その後更に2回にわたり進圭村に連行され、同様に監禁、強姦される被害にあった。

同上告人は、同年旧暦9月中旬ころ解放されたが、現在、上記監禁及び強姦に起

因すると思われる重度の心的外傷後ストレス障害（PTSD）の症状が存在する。

#### イ 亡侯巧蓮

侯巧蓮は、1929年（昭和4年）、山西省孟県で生まれ、同地で育った。1942年（昭和17年）旧暦3月のある日、多数の日本兵が侯の住む村に侵入し、八路軍に協力していたことを理由に、父らとともに捕えられた。同人は、当時13歳で性交渉の経験はなく、初潮も迎えていなかったが、複数の日本兵によって殴る蹴るの暴行を加えられた上、強姦された。その後、同人の母が銀700元を日本軍に支払ったことで、解放されたが、その間約40日にわたり、繰り返し強姦、輪姦の被害を受けた。同人は、1999年（平成11年）5月11日に死亡したが、生前、上記監禁及び強姦に起因すると思われる重度の心的外傷後ストレス障害（PTSD）の症状が存在した。

3 戦後処理における請求権の放棄等に関し、原審の適法に確定した事実関係の概要等（公知の事実を含む。）は、次のとおりである。

(1) 日本国は、第二次世界大戦後、連合国の占領下に置かれたが、昭和26年9月8日、サンフランシスコ市において、連合国48か国との間で、「日本国との平和条約」（以下「サンフランシスコ平和条約」という。）を締結し、昭和27年4月28日の同条約の発効により独立を回復した。この条約は、第二次世界大戦後における日本国の戦後処理の骨格を定めることになったものであり、各連合国と日本国との間の戦争状態を終了させ（1条(a)）、連合国が日本国民の主権を承認する（1条(b)）とともに、領域（第2章）、請求権及び財産（第5章）等の問題を最終的に解決するために締結されたものである。ただし、後述するとおり、中国（日中戦争を戦った国家としての中国をいう。以下同じ。）が講和会議に招請されなかつ